

【改定日：令和8年1月19日】

変更箇所	変更後	変更前	変更理由
<p>9. 定期預金サービス</p>	<p>(1) 新規サービス (項目削除)</p> <p>(2) 適用利率等 (項目削除)</p> <p>(1) 解約サービス 省略</p> <p>(2) 解約予約の受付 省略</p>	<p>(1) 新規サービス</p> <p>①定期預金の新規サービスとは、契約者の依頼に基づき、出金指定口座から契約者の指定する金額を引落しのうえ、契約者本人名義の総合口座通帳または定期預金通帳に契約者が指定する定期預金（対象となる定期預金の種類は当金庫所定のものに限り、以下同様とします。）を新規作成するサービスをいいます。</p> <p>②作成する定期預金と出金指定口座は、同一の店舗（同一支店番号）に限ります。</p> <p>③新規作成は、原則として前営業日の午前9時以後、当営業日の午前9時までの依頼分を当営業日付で行います。</p> <p>(2) 適用利率等</p> <p>①契約者は、定期預金の作成にあたって、作成する定期預金の適用利率および内容等を端末機の画面で確認したうえで、依頼内容を当金庫に送信するものとします。</p> <p>②定期預金の適用利率は、作成日の店頭表示利率とします。当金庫所定の時限以降のため定期預金の作成が翌営業日付になる場合の適用利率については、原則として取引される日（翌営業日）の店頭表示利率を適用します。</p> <p>(3) 解約サービス</p> <p>①定期預金の解約サービスは契約者の依頼に基づき、契約者の指定する総合口座通帳または定期預金通帳に預入された各定期預金のうち契約者が指定する定期預金に対して満期解約または満期解約予約を行うサービスをいいます。</p> <p>②解約する定期預金は、通帳に記帳されているものに限り、したがって定期預金を作成したときは、窓口またはATMにより預金通帳への記帳を行ってください。また、解約する定期預金と入金指定口座は、同一の店舗（同一支店番号）に限ります。（以下同様とします。）</p> <p>③当金庫が当金庫所定の時刻に受付した後は、解約および解約予約の取消・変更はできません。</p> <p>④一般型定期預金（非自動継続型定期預金）の解約を満期日の当金庫所定の時限までに依頼した場合は、満期日以後における当金庫が受付した日または契約者が指定した払出指定日（指定日が休日にあたる場合は翌営業日）に解約し、元利金を契約者の入金指定口座に振替えます。なお、解約する定期預金が自動継続定期預金の場合は、自動継続停止の依頼済のものに限り、</p> <p>⑤自動継続定期預金の解約は、契約者が指定する定期預金について、下記(4)の解約予約による方法のほかに、当該定期預金の自動継続停止の依頼手続を</p>	<p>廃止する定期預金の新規サービスに関する記載を削除しました。</p>

満期日の前営業日までに当該定期預金の取引店にて行っていただいたうえで、本サービスにより解約を依頼することもできます。

⑥総合口座定期預金を解約する場合は、当該定期預金の元利金を当該総合口座の普通預金に入金するものとします。なお、貸越利息が発生している場合は、通帳・払戻請求書の提出なしで当該総合口座普通預金より引落すものとします。

(4) 解約予約の受付

①定期預金の解約予約の受付は、契約者が指定する定期預金に対して、端末機により当該定期預金の満期日の1ヵ月前から満期日の2営業日前まで受け付けます。

②契約者が定期預金の解約予約を依頼した場合は、当金庫は契約者が指定した定期預金に対し自動継続の停止を行ったうえで、満期日（満期日が休日にあたる場合は翌営業日）または払出指定日（払出指定日が休日にあたる場合は翌営業日）に解約し元利金を契約者の入金指定口座に振替えます。